

## 【 耐震化状況一覧表の用語説明 】

---

### 新耐震基準

建築基準法（施行令）の改正により、新しい耐震基準が施行されました。新耐震基準の建物とは昭和 56 年 6 月 1 日以後に建築されたものをいいます。

### 耐震診断

耐震診断は、新耐震基準（昭和 56 年 5 月 31 日以前）施行以前の建物について、地震に対する安全性を構造力学上診断するものであり、診断の結果、構造耐震指標（ $I_s$  値）が 0.6 未満の場合、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性がある」（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）とされています。

### 耐震診断をする必要のない理由

平成 20 年 6 月 18 日に施行された「地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）では、昭和 56 年以前に建てられた建物であっても、以下に該当する建物であれば耐震診断を行わなくてもよいとしています。

- ・木造以外の校舎等で階数が 1 または床面積の合計が 200  $m^2$  以下のもの及び木造の校舎等で階数が 2 以下かつ床面積が 500  $m^2$  以下のもの

したがって、上記に該当しない建物については耐震診断が必要となります。

### 耐震補強計画の見直し

市教育委員会では耐震化について、 $I_s$  値 0.7 以上になるように補強するよう検討しています（大規模改修含む）。ただし、工法または立地条件、既存の建物の現況等を考慮した結果、補強工事では耐震化が不可能となった場合については改築等への計画の見直しが考えられます。

### $I_s$ 値

$I_s$  値とは、構造耐震指標のことで、建築物の耐震性能（地震に対する安全性）を数値化したものです。数値は、地震に対する建物も強度と建物のねばり強さを示すもので、この値が大きいほど耐震性能が高くなります。

過去の地震被害の研究から、診断の結果、耐震指標である  $I_s$  値が 0.6 以上ある建物は、震度 6 強程度の大地震に対しても、建物が倒壊や崩壊する危険性は低いと考えられています。

逆に  $I_s$  値が 0.6 未満の建物の場合は大きな被害を受ける可能性が高くなり、そのため耐震補強が必要となります。

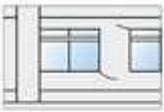
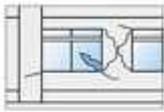
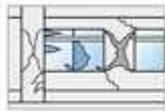
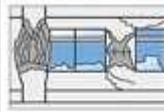
Is 値の評価については、以下のとおり定められています。

Is 値が、0.3 未満：地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Is 値が 0.3 以上 0.6 以下：地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Is 値が 0.6 以上：地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

このことから、Is 値 = 0.6 が持つ耐震性能とは、下記の表のように中地震で中破以下、大地震では大破以下の被害にとどめ、崩壊や倒壊には至らないということになります。

	ランク	軽微	小破	中破	大破	倒壊
被害	状況					
	RC造 SRC造	二次壁の損傷もほとんど無い	二次壁にせん断ひび割れ	柱・耐震壁にせん断ひび割れ	柱の鉄筋が露出・座屈	建物の一部または全体が倒壊
地震規模	中地震 震度5強 程度		IS=0.6			
	大地震 震度6強 以上		IS=0.6			

#### Is 値 0.7 以上

建物の耐震性を示す指標で、Is 値 0.6 以上で耐震性を有するとされますが、文部科学省では、学校施設の安全性をさらに高めるため、0.7 を超えることとしています。